

## ○ 平成33年度入学者選抜以降の選抜方法等について

(平成31年3月6日教育委員会会議決定事項より抜粋)

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、学力検査の成績、各高等学校が定めた検査の結果及び書類の審査等により、生徒の多様な能力・適性・努力の成果等の優れた面を多元的に評価する入学者の選抜（本検査）を行う。

### 選抜方法

「調査書の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項」、「学力検査の成績」、「各高等学校において実施した検査の結果」等を資料とし、各高等学校が総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。また、選抜資料は原則として得点（数値）化するものとし、各高等学校は、選抜の手順、各選抜資料の配点等を定め、選抜・評価方法において公表する。

## ○ 専門部会の設置について

### <専門部会の構成>

- 専門部会には主査1名を置く。協議会の委員のうち公立高等学校代表の中から1名をこれに充てる。
- 中学校関係者5名（校長1名・教頭2名・教諭2名）
- 高等学校関係者5名（校長1名・教頭2名・教諭2名）